

高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務 委託事業者 募集要領

1. 実施目的

本市における高齢者のより効果的なフレイル対策を進めるため、現在取り組んでいる介護予防事業で実施する体力測定・問診結果をデータ化し、個人の課題に基づくアドバイス帳票を自動作成しフィードバックするとともに、集団の課題を分析し、地域課題に応じた介護予防事業をめざす。そのため、高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務を事業者へ委託する。委託事業者の選定において、本事業の実施を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するため、プロポーザル方式に沿った企画提案審査を実施する。

2. 委託業務概要

- (1) 業務名 高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務
- (2) 業務内容 『高齢者のフレイルに関する体力測定値のデータ化・分析支援等に係る業務委託仕様書』参照
- (3) 委託期間 契約締結日～令和5年(2023年)3月31日まで

3. 予算(提案参考額)

8,100,000円(消費税および地方消費税を含む。)

※この金額は契約予定額を示すものではなく、事業の規模を示すものである。

4. 参加資格

本件に参加できる者は、企画提案書等の提出期日において、下記のすべての要件を満たすものとする。なお、企画提案書等の提出後において要件を満たさなくなった場合も参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本市から豊中市入札参加停止基準(平成7年6月1日制定)に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成24年2月1日制定)に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)第64条による改正前の商法(明治32年法律第48号)第381条第1項(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107号の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開

始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 127 号。以下「旧法」という。）第 30 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、会社更生法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

5. 公募選定のスケジュール

項 目	期 限 等
公募実施要領・仕様書等を市ホームページに掲載	令和 4 年 7 月 6 日（水）
説明会参加申込書	令和 4 年 7 月 13 日（水）正午まで（必着）
質問書の提出	令和 4 年 7 月 15 日（金）正午まで
説明会 ※オンライン（ZOOM）開催	令和 4 年 7 月 20 日（水）
質問に対する回答を市ホームページに掲載	令和 4 年 7 月 21 日（木）
公募参加意向表明書・企画提案書等の提出	令和 4 年 7 月 27 日（水）正午まで（必着）
第一次審査（書類選考） ※6 提案以上あった場合にのみ実施	令和 4 年 7 月 29 日（金）予定
第二次審査（プレゼンテーション） ※オンライン（ZOOM）開催	令和 4 年 8 月 2 日（火）
審査結果の通知	令和 4 年 8 月初旬発送予定
委託契約の締結予定日	令和 4 年 8 月下旬予定

6. 質問書の受付

本募集要領および仕様書の内容に不明な点がある場合は、事務局まで質問書（様式第 1 号）を電子メールにて提出すること。

【提出期限】 令和 4 年 7 月 15 日（金）正午。以降の質問は一切受け付けない。

【回答方法】 令和 4 年 7 月 21 日（木）に回答を市ホームページに掲載する。

【備 考】 電話・ファックスでの質問は一切受け付けない。

7. 説明会（参加は任意）

【開催日時】 令和4年7月20日（水）午前10時開始

【開催場所】 オンライン（ZOOM）開催

【参加方法】 「説明会参加申込書」（様式第2号）を電子メールにて提出

提出期限：令和4年7月13日（水）正午

8. 企画提案書等の提出

【提出期限】 令和4年7月27日（水）正午まで（必着）

【提出先】 豊中市役所 福祉部 長寿安心課 介護予防係

豊中市中桜塚3-1-1（第2庁舎1階）

受付時間：午前8時45分～午後5時15分（締切日は正午まで）

【提出方法】 持参（土日および時間外は受け付けない）、または送付（郵便、宅急便等）

なお、送付の場合、提出書類の到達について確認すること。

【提出書類】

- ① 提出する書類の規格はA4判片とじ・横書き・両面とする。
- ② 文字は11ポイント以上とし、フォントは任意とする。
- ③ 全体にページを付け、目次を付ける。
- ④ 提出部数は11部とし、下記提出書類に項目ごとのインデックスを付け、全体をファイル等で綴る。また、PDF形式で1つのファイルにしてCD-Rに保存したものを1枚提出すること。

項目	内容
公募参加意向表明書 (様式第3号)	・正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本10部は複写可とする。
会社概要 (様式第4号)	・業務内容は代表的な業務分野を記入。 ・組織図は別紙の提出でも可。
企画提案書 (A4判任意様式10枚以内。表紙は含まない)	・提案内容は仕様書および後述「9.審査方法等」の審査基準の評価項目に基づいて提案すること。 ・仕様書「4.委託内容」(1)②に示す「健康チェックシート(OCR読み取り帳票)」および同(2)①に示す「フィードバック帳票」のサンプルを提示すること。 ・企画提案書の表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入すること。 ・企画提案書とは別にプレゼンテーション用資料を作成する場合は必ず企画提案書から抜粋し、企画提案書と同数を添付すること。
入札参加停止措置等 状況調書	・様式第5号に必要事項を記載したものを提出すること。 ・本調書については正本1部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残

	りの副本 10 部は複写可とする。
見積書 (A4 判任意様式)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積書は全体の見積もりとし、必ず人件費、間接経費など見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載または添付すること。 ・ 見積金額は税抜きで表記し、税別である旨を明記すること。 ・ 見積書については正本 1 部のみ提案事業者の代表者印（豊中市へ事業者登録を行っている場合は届出印。以下同じ）を押印し、残りの副本 10 部は複写可とする。

【応募書類の取扱い】

- ① 提出書類の分割提出は認めない。また、提出書類の不足または提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。
- ② 提出書類はいかなる場合でも返却しない。
- ③ 提出書類に不備等が発見された場合は、補正を求めることがある。
- ④ 提出期限後の差し替えは認めない（豊中市が補正等を求める場合を除く）。

9. 審査方法等

市職員で構成される審査委員会を設置する。提案数が 6 以上あった場合は、事前に第一次審査（書類審査）を行う。企画提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、評価点数の合計による総合評価で、最も高い評価を得たものを受託候補者とする。第二次審査の結果、全体配点の 50%未満の提案は、順位が一位の場合であっても受託候補者とししない。また受託候補者と得点と同じ場合は、審査委員会で最終合議のうえ決定するものとする。

〈第一次審査〉

- 【日時等】** 令和 4 年 7 月 29 日（金）提案数が 6 以上の場合、書類選考を行う。
- 【結果通知】** 令和 4 年 8 月 1 日（月）電子メールにて結果を通知する。

〈第二次審査〉

- 【日時等】** **令和 4 年 8 月 2 日（火）** オンライン ZOOM 開催
※日時等の詳細は、提案事業者すべてに別途連絡する。
- 【発表時間等】** 40 分程度
※1 提案につき 20 分以内のプレゼンテーションのあと、質疑・応答することとする。
- 【発表者】** 当日の発表者は 1 提案あたり 3 名以内（プレゼンテーションを行う者を含む）とし、すべて提案事業者の雇用する従業員とする。
- 【資料】** 企画提案書もしくは提出済みのプレゼンテーション資料。
- 【審査基準】** 以下の項目に関して審査する。制限時間内にこれらの項目を含めて、わかりやすく説明すること。

	評価項目	評価事項	評価点
1	事業目的・基本的な考え方	事業の主旨や本市の取り組みを十分に理解しているか。	6点
2	実施体制および実施計画について		
	本事業の実施体制	実施体制は適切か。	6点
	本事業の実施スケジュール案	実施計画は適切か。事業の全体スケジュールに対応しているか。	6点
3	業務実績	本業務を遂行するための実績を十分に有しているか。	6点
4	実施内容について		
	体力測定値等のデータ化に係る環境の構築	①高齢者が記入しやすい問診票の作成について提案があるか。 ②体力測定値等のデータ化に必要な環境を構築し、容易かつ安定的なデータ化が期待できるか。	18点
	フィードバック帳票自動作成プログラムの構築	①高齢者の意欲を向上できるよう、フィードバック内容の精度は十分に確保され、デザイン性にも優れているか。 ②体力測定値等のデータ化に必要な機器との連動が図られているか。取り扱いは容易であるか。	18点
	データの集積・蓄積	データの集積・蓄積に関する提案は適切か。データの取り扱いに対する安全性の確保に優れ、取り扱いは容易であるか。	6点
	データの分析支援	分析支援に係る提案は適切か。また、分析支援に必要な知識や技術等を有しているか。	12点
	研修	市および地域包括支援センター職員に対する研修計画は適切か。	6点
5	個人情報の取り扱い	個人情報の取り扱いに対する留意事項を遵守しているか。	6点
6	見積額（見積額については相対評価とする）		10点
7	過去の処分歴等		
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の処分を6か月以上受けた場合、または公募日から起算し、過去3年以内に、本市から契約解除または書面による警告を受けた場合。		-7点
	公募日から起算し、過去3年以内に、本市および国、他の自治体から入札参加停止措置等の6か月未満の処分を受けたことがある場合。		-3点

【結果通知】 第二次審査の結果は、すべての提案に対して令和4年8月初旬に文書で通知する。なお、豊中市と仕様ならびに価格等を協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるので、受託候補者の通知をもって本業務の受託者を約するものではない。

10. 提案者失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ・ 企画提案書を提出後に「4. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき
- ・ 提案上限額を超える提案を行ったとき
- ・ 提案書類において虚偽の内容を記載したとき
- ・ 第二次審査に欠席したとき
- ・ 提案に関して談合等の不正行為があったとき
- ・ 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき
- ・ 法令ならびに豊中市の関係条例および関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき
- ・ 審査の公平性を害する行為があったとき
- ・ 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めたとき

11. 契約

- (1) 受託候補者となった者には、令和4年8月下旬の契約締結を目途に、豊中市と契約手続きを行う。
- (2) 契約内容および仕様については、採択された提案をもとに、豊中市と詳細を協議する。
この際、改めて豊中市から提案内容の説明を求めることがある。また、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- (3) 審査の結果、選定された受託候補者との協議が成立せず契約の締結が困難な場合には、優先順位が次順位の事業者と協議を行い成立した場合には当該事業者と契約の締結を行う。
- (4) 本業務の受託者は、豊中市財務規則に基づき、契約保証金の納付または履行保証契約の締結を行うこと。

12. 留意事項

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は提案事業者の負担とする。
- (2) 審査委員会の構成員、提案事業者名簿等の内容についての質問は一切受け付けない。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書の提出後に本案件への参加を取り下げる場合は、速やかに「14. 事務局（問合せ先）」まで連絡をするとともに、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。なお、取り下げによる不利益な取り扱いはしない。

13. その他

この応募要領に定めるもののほか、必要な事項については市と協議をおこなう。

14. 事務局（問合せ先）

豊中市 福祉部長寿安心課介護予防係 担当：中田・井上

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1（豊中市役所第二庁舎 1階）

電話 06-6858-2865（直通） FAX 06-6858-3611

E-mail kaigoyobou@city.toyonaka.osaka.jp

《令和4年7月21日更新》

第二次審査の日程を追記しました。

該当箇所：P2.「5. 公募選定のスケジュール」

P4.「9. 審査方法」＜二次審査＞日時等